

障害補償年金等記録簿(表)

1 災害補償記録簿番号					
2 年金証書の番号	第 号		1 0 故意による犯罪行為等による制限の有無及び制限期間	有無	年 月から
3 受給権者の氏名					年 月まで
4 住所					
5 障害の等級	第級(年月日決定)		11 厚生年金保険等の受給関係 当該傷病に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額 円	
	第級(年月日決定)			支給開始年月 年 月	
	第級(年月日決定)			年金証書の記号番号 第 号	
6 支給開始年月	年 月		所轄社会保険事務所名等		
7 傷病の部位及びその程度					
8 障害補償年金の年額					9 障害特別給付金の年額
支給年月	補償基礎額	乗すべき数	条例第9条による年金額	条例付則第21項による調整後の年金額	
年 月から	円		円	円	
年 月から					
年 月から					
年 月から					
年 月から					
振込先 金融機関名	銀行 支店		12 備考		
口座番号					

(裏)

(記入要領)

1 障害補償年金等記録簿(表)

- (1) この記録簿は、障害補償年金の支給が決定された場合に作成し、支給事由の継続する間、記入してください。
- (2) 「5 障害の等級」の欄は、最初に障害補償年金の支給を決定した場合の当該障害の等級及びその決定年月日を最初の欄に記入し、支給開始後障害の等級に変更があった場合は、変更後の障害の等級及びその変更決定年月日を次の欄以下に記入してください。
- (3) 「6 支給開始年月」の欄は、当該障害の原因である傷病が治癒した月の翌月の年月を記入してください。
- (4) 「11 厚生年金保険等の受給関係」欄は、受給権者が傷病補償年金と同一の事由により次の年金の給付を受けているときは、該当するにレ印を記入してください。
 - ア 旧船員保険法の障害年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」といいます。)附則第87条第1項に規定する年金の保険給付に該当する障害年金をいいます。)
 - イ 旧厚生年金保険法の障害年金(国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金の保険給付に該当する障害年金をいいます。)
 - ウ 旧国民年金法の障害年金(国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金の給付に該当する障害年金をいいます。)
 - エ 厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民年金法の障害基礎年金(同法第30条の4の規定により支給される障害基礎年金を除きます。)
 - オ 厚生年金保険法の障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について国民年金法の障害基礎年金が支給される場合を除きます。)
 - カ 国民年金法の障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は厚生年金保険法の障害厚生年金が支給される場合を除きます。)
- (5) 「5 障害の等級」及び「6 支給開始年月」の欄以外の各欄は、傷病補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の1の(4)、(5)、(6)及び(8)の例により記入してください。

2 障害補償年金等記録簿(裏)

- (1) この記録簿は、障害補償年金及び障害特別給付金(年金)を支払った都度記入してください。
- (2) 「支給対象月」、「年齢」、「支払年月日」、「支払金額」及び「累計」の欄は、傷病補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の2の(2)、(3)、(4)、(5)及び(7)の例により記入してください。
- (3) 当該補償と同一の事由につき、損害賠償を受けたときは、傷病補償年金等記録簿(第21号様式の2)(記入要領)の2の(6)の例により記入してください。